建設工事関係者のための

特殊車両通行ハンドブック

2025年4月改定

建設工事にかかわるものの心得

（1）自分たちで作った道路が壊れる

道路の老朽化は喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要があります。その一方で、その劣化に拍車をかけているのは、重量を違反に超過した 0.3%の大型車両で、道路橋の劣化に与える影響は全交通の約 9 割を占めるなど、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっています。

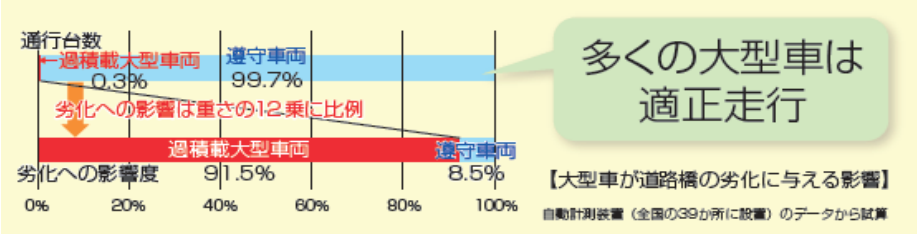

（2）道路を守るしくみ

道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する大型車両は、道路構造の保全と交通の危険防止を理由として、道路法では原則通行が禁止されています。しかしながら、トレーラやトラッククレーンのように車両の構造が特殊な場合、大型発電機や橋桁のように積載する貨物が分割不可能な場合は、道路管理者がやむを得ないと認めた場合に限り、通行することができます。

特殊車両が道路を通行するには、事前に特殊車両通行許可制度又は特殊車両通行確認制度による手続きが必要となります。

コンクリートの床版が抜け落ち、舗装に空いた穴

（3）みんなで

特殊車両の通行許可申請の審査には時間がかかるため、無理な工程変更や工事内容の変更指示は無許可走行を助長する結果となってしまうことも考えられ、発注者＝荷主であることを意識し、行政が発注する直轄工事から適正化のルール厳守を啓発していくこと、受注者、発注者ともに正しい知識を持つことが求められています。

大型車両の適正かつ安全な走行のために、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等がパートナーとなって連携し、取組を推進していくことが重要です。

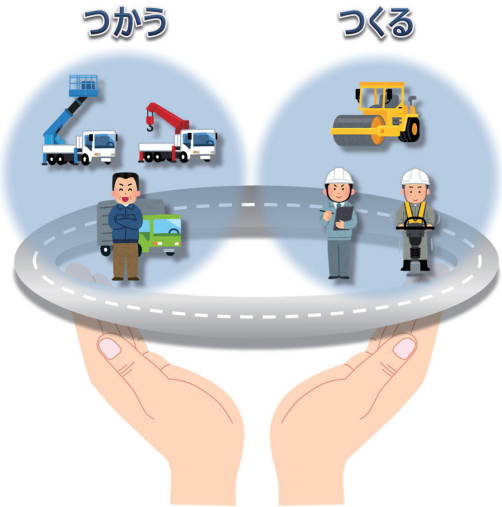

（4）ハンドブックの対象者

本ハンドブックは、設計・積算・施工・監督・検査など公共工事に関係する受発注者を対象とし、現場で持ち歩き確認時に使用することを想定しています。

・設計・積算担当：建設工事の設計の担当者、工事積算の担当者　等

・施工・監督担当：監督職員、現場代理人　等

・検査担当：検査職員　等

※注意

特殊車両の通行に関する制度には「特殊車両通行許可制度」「特殊車両通行確認制度」がありますが、本書では、特殊車両通行許可制度について記載しています。

目次

建設工事にかかわるものの心得

目次

担当者別作業段階別索引

発注者・受注者共通／運搬計画立案 i

受注者／運搬 ii

発注者／監督・検査 ii

1.特殊な車両の種類 1

1.1 どこからが特殊車両？車両の大きさや重さの最高限度 【一般的制限値】..... 1

1.2 どのような特殊車両が通行許可の対象となるのか？【通行許可の対象となる特殊車両】.... 3

1.3 どのような車両が特殊な貨物を運搬するのか？【車両に積載する貨物が特殊な車両】. 4

1.4 どのような種類の車両が特殊車両に該当するのか？【車両の構造が特殊な車両】..... 5

1.5 特殊車両通行許可を受けている車両はどうやって確認するのか？【特殊車両の見分け方】..... 8

1.6 建設機械の運搬にも特殊車両通行許可の取得が必要か？【特殊車両による運搬が必要な建設機械の目安】..... 9

1.7 大型建設機械の分解輸送方法に目安はあるのか？【大型建設機械の分解例】.... 11

1.8 建設機械の分解・組立・輸送費用は何が計上されているのか？【建設機械の運搬費】..... 17

2.特殊車両の通行許可 21

2.1 特殊車両通行許可申請書の提出先は？ 【通行許可申請の仕方】..... 21

2.2 通行する道路の何を確認するのか？ 【審査の視点】..... 24

2.3 通行許可証は何を見たら良いのか？ 【通行許可証の確認ポイント】..... 25

2.4 特殊車両を通行させる時には条件があるのか？ 【特殊車両の通行条件】..... 31

2.5 通行条件を遵守している状況はどのように確認するのか？【誘導車両・夜間走行の確認方法】..... 36

2.6 通行時にどのようなことを守らなければいけないのか？ 【通行時の遵守事項】..... 41

2.7 罰則はあるのか？ 【違反車両への対応】..... 42

3.現場でのチェックポイント 43

参考資料

担当者別　作業段階別索引

■発注者・受注者共通

運搬計画立案			
作業項目	タイトル		ページ
建設資材を運ぶ時	1.1	どこからが特殊車両？車両の大きさや重さの最高限度 一般的制限値	1
	1.2	どのような特殊車両が通行許可の対象となるのか？ 通行許可の対象となる特殊車両	3
	1.3	どのような車両が特殊な貨物を運搬するのか？ 車両に積載する貨物が特殊な車両	4
	1.4	どのような種類の車両が特殊車両に該当するのか？ 車両の構造が特殊な車両	5
建設機械を運ぶ時	1.6	建設機械の運搬にも特殊車両通行許可の取得が必要？ 特殊車両による運搬が必要な建設機械の目安	9
	1.7	大型建設機械の分解輸送方法に目安はあるのか？ 大型建設機械の分解例	11
	1.8	建設機械の分解・組立・輸送費用は何が計上されているのか？ 建設機械の運搬費	17
工事に関わる道路を検討する時	2.2	通行する道路の何を確認するのか？ 審査の視点	24
	2.4	特殊車両を通行させる時には条件があるのか？ 特殊車両の通行条件	31
施工計画書を作成するとき	2.5	通行条件を遵守している状況はどのように確認するのか？ 誘導車両・夜間走行の確認方法	36

■受注者

運搬			
作業項目	タイトル		ページ
特殊車両通行許可証申請書の申請・取得	2.1	特殊車両通行許可申請書の提出先は？ 通行許可申請の仕方	21
運搬時の条件の確認	2.3	通行許可証は何を見たら良いのか？ 通行許可証の確認ポイント	25
	2.4	特殊車両を通行させる時には条件があるのか？ 特殊車両の通行条件	31
運搬	1.5	特殊車両通行許可を受けている車両はどうやって確認するのか？ 特殊車両の見分け方	8
	1.8	建設機械の分解・組立・輸送費用は何が計上されているのか？ 建設機械の運搬費	17
	2.5	通行条件を遵守している状況はどのように確認するのか？ 誘導車両・夜間走行の確認方法	36
	2.6	通行時にどのようなことを守らなければいけないのか？ 通行時の遵守事項	41
	2.7	罰則はあるのか？ 違反車両への対応	42
建設機械の分解・組立	1.7	大型建設機械の分解輸送方法に目安はあるのか？ 大型建設機械の分解例	11

■発注者

監督・検査			
作業項目	タイトル		ページ
監督職員・検査職員による検査	1.7	大型建設機械の分解輸送方法に目安はあるのか？ 大型建設機械の分解例	11
	2.3	通行許可証は何を見たら良いのか？ 通行許可証の確認ポイント	25
	2.4	特殊車両を通行させる時には条件があるのか？ 特殊車両の通行条件	31
	2.5	通行条件を遵守している状況はどのように確認するのか？ 誘導車両・夜間走行の確認方法	36
	2.6	通行時にどのようなことを守らなければいけないのか？ 通行時の遵守事項	41

1．特殊な車両の種類

1.1　どこからが特殊車両？車両の大きさや重さの最高限度【一般的制限値】

原則、下記の寸法や重量の**一般的制限値を１つでも超える場合は、通行許可が必要**です。（道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条）

■一般的制限値

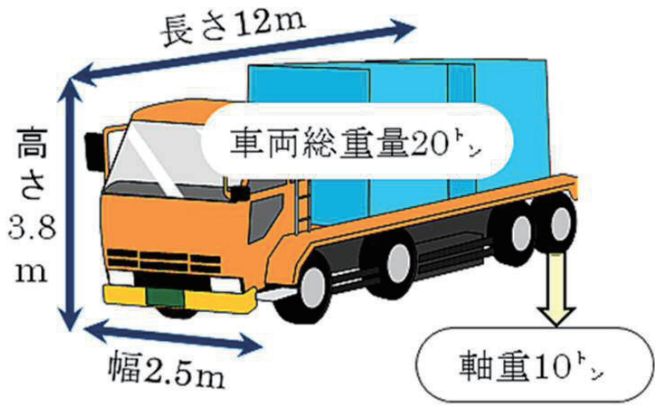

車両の諸元		一般的制限値（最高限度）
寸法	幅	2.5m
	長さ	12.0m
	高さ	3.8m（高さ指定道路は 4.1m）
	最少回転半径	12.0m
重量	総重量	20.0t（高速自動車国道および重さ指定道路は 25.0t）
	軸重	10.0t
	隣接軸重	18.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8m 未満 19.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.3m 以上 かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8m 以上
	輪荷重	5.0t

■長さの特例値

高速自動車国道を通行する場合には、下記の長さが最高限度となり、これを超える車両は、通行許可が必要です。（車両制限令第３条３項）

道路種別	連結車	長さの制限値
高速自動車国道	セミトレーラ連結車	16.5m
	フルトレーラ連結車	18.0m

※この特例は、積載貨物が被けん引車の車体の前方または後方にはみ出していないものの長さです。

■高さの特例値

道路管理者が道路構造の保全及び交通の危険上支障がないと認めて指定した道路では、高さの一般的制限値は 4.1m まで認められています。

CHECK!

一般的制限値と特殊車両通行許可

○制限値のうち、１つでも超えれば許可が必要です。例えば、幅が少しでも超えている場合は、他のすべてが制限値の範囲となっていても、許可が必要になります。

○**総重量は、荷物を積んだ状態での重さ**です。そのため、車検証では車両重量が制限値の範囲内でも荷物を積んだ状態が 21t だった場合は特殊車両として扱われます。

運搬車両**10**t ＋ 貨物 **11**t ＝ 総重量 **21**t ＞ 一般的制限値 **20**t

公道を走行するためには

特殊車両通行許可が必要です

※積載貨物の分割が可能な場合は、分割し一般的制限値内での運搬が原則です。

※注意
空荷でも、寸法等が制限値を超える場合は許可が必要です。

1.2　どのような特殊車両が通行許可の対象となるのか？
【通行許可の対象となる特殊車両】

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ、および総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネルなどで総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要となります。（道路法第４７条の２）

■通行許可の対象となる特殊車両

区分	考え方	具体的な貨物・車種
車両に**積載する貨物が特殊な**車両	積載貨物の重量において分割不可能なもの	トランス、石材、発電機等
	積載貨物の寸法において分割不可能なもの	橋桁、コンクリートボックス、電柱、プラント用タンク等
車両の構造が特殊である車両	重量・寸法において分割不可能なもの	クレーン台車、ホイールクレーン、新規開発車両用の単車等の建設機械
	一部の道路を自由走行できる車両	トレーラ連結車等の特例車種、新規格車 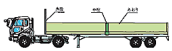

■特殊車両通行許可適用の判断フロー

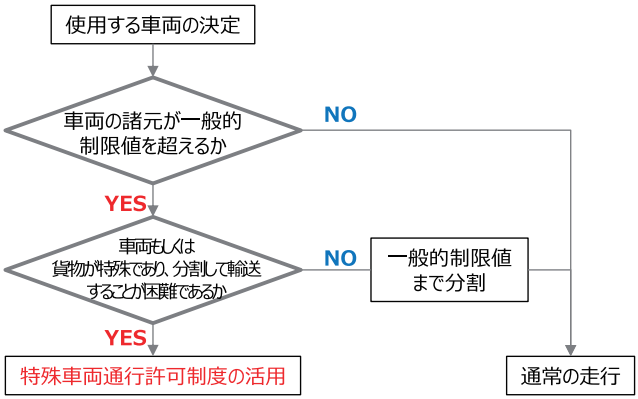

1.3　どのような車両が特殊な貨物を運搬するのか？【車両に積載する貨物が特殊な車両】

分割不可能なため、一般的制限値のいずれかを超える建設機械、大型発電機、橋桁などの貨物を運搬する車両です。

■特殊な貨物を運搬する車両の例

○重量物運搬用セミトレーラ

建設機械、大型発電機などを運搬

建設工事では使用頻度が高い

○ポールトレーラ

橋桁、電柱などを運搬

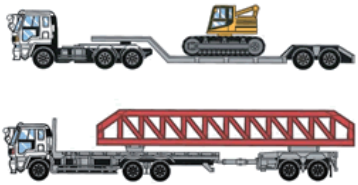

コラム①　バラ積みができる車両とは？

安全性を確保しつつ物流を効率化するため、分割可能な貨物（いわゆるバラ積み）の輸送に関して、特殊車両通行許可の許可限度重量の引き上げが受けられます。

【解説】

・バラ積み輸送するセミトレーラについては、連結車両総重量 44 トンを上限とし、必要な条件を付して通行が許可されています。**特殊車両通行許可証の交付を受けることが前提**です。

【バラ積み輸送に関し特に留意すべき事項】

・過積載運行防止の徹底を図りましょう。特に、積載物品の個別の重量、個数、発送伝票を携行すること等により、積載重量を把握できるようにしましょう。

・荷崩れを起こしたり、事故の際に積載物品が散乱することのないよう、貨物の種類に応じ、偏荷重が生じないような積載を行うほか、積載物品の確実な固縛、シート掛け等飛散防止措置を行いましょう。

・日常点検整備および定期点検を確実に実施しましょう。高速道路を運行する場合には、高速運行を考慮した点検・整備を入念に行うようにしましょう。

・最高速度制限を遵守するとともに、カーブ、坂道等道路状況に適応した安全な速度により運行しましょう。

・道路交通法および道路法等関係法令の規定を遵守し、違法な状態で運行することがないようにしましょう。

1.4　どのような種類の車両が特殊車両に該当するのか？【車両の構造が特殊な車両】

（1）トラッククレーン等自走式建設機械

・連結状態になく、通常単体で運行される車両。
・車両の構造上、分割不可能であり取り外し可能なものは取り外した状態で自走する車両。

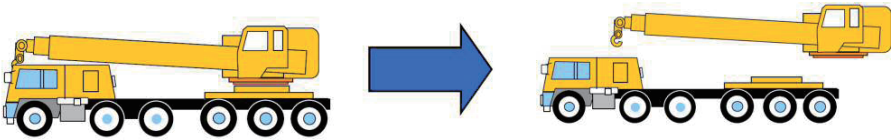

自走式建設機械の通行時の確認

○特殊車両通行許可証に記載された総重量以下で走行されているか確認してください。

○走行時には、一次分解が必要になる場合があります。（参照 p.11「1.7 大型建設機械の分解例」）

（2）トレーラ連結車

・トラクタ（けん引車）にセミトレーラ（被けん引車。積載物の重量の相当部分を、連結装置を介してけん引車に持たせかける構造のトレーラ）を連結した車両。
・分割可能な貨物においても、車両と貨物を含めた重量・寸法が制限値内であれば審査のうえ許可の取得が可能。

■特例 5 車種

・総重量および寸法の特例の対象となる車両。

○タンク型セミトレーラ

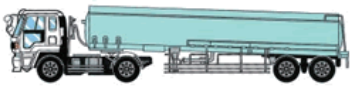

○幌枠型セミトレーラ

○コンテナ用セミトレーラ

※特例 5 車種は上記以外に、バン型セミトレーラ、自動車用運搬セミトレーラ、フルトレーラが含まれます。

■追加 3 種

・寸法の特例の対象となる車両。

・貨物の落下を防止するために十分な強度のあおりなどや固縛装置を有していなければいけません。

○あおり型セミトレーラ

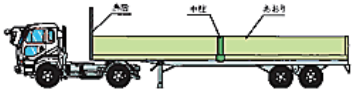

○スタンション型セミトレーラ

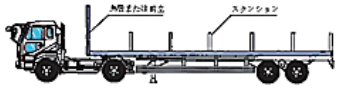

○船底型セミトレーラ（タイプ 1）

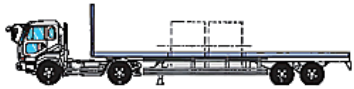

○船底型セミトレーラ（タイプ 2）

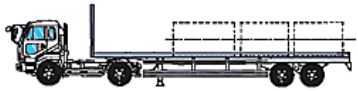

トレーラ連結車の通行時の確認

○特殊車両通行許可証に記載された総重量以下で通行しているか確認してください。

○総重量の確認方法は、ポータブルな車重計を地面に置いてトラックがその上を通過して計測する方法などがあります。

※フルトレーラ連結車については、トラックおよびトレーラの双方が同一の種類の車両である必要はなく、それぞれがバン型セミトレーラ、タンク型セミトレーラ等特例 5 車種に該当すればよいです。

（3）新規格車

新規格車とは、長さ、幅、高さ、最小回転半径は一般的制限値以内で、総重量が単車や特例 5 車種を除く連結車の場合は最大 25 トン、特例 5 車種の場合は最大 26 トンの車両のことをいいます。

新規格車は、高速自動車国道及び重さ指定道路を自由に通行することができますが、その他の道路を通行する場合は、特殊な車両として取り扱われ特殊車両通行許可が必要です。

■総重量の制限値

車種	最遠軸距（d）	長さ	新規格車の制限値
単車 特例 5 車種を除く連結車	d＜5.5m	-	総重量≦20.0t
	5.5m≦d＜7.0m	9.0m≦長さ	総重量≦22.0t
		長さ＜9.0m	総重量≦20.0t
	7.0m≦d	11.0m≦長さ	総重量≦25.0t
		9.0m≦長さ＜11.0m	総重量≦22.0t
		長さ＜9.0m	総重量≦20.0t
特例 5 車種	8.0m≦d＜ 9.0m	-	24.0t＜総重量≦25.0t
	9.0m≦d＜10.0m	-	25.5t＜総重量≦26.0t

■新規格車の特徴

新規格車は下図のワッペンを車両の前面に貼ることになっています（道路運送車両の保安基準）。

1.5　特殊車両通行許可を受けている車両はどうやって確認するのか？【特殊車両の見分け方】

車両単体で一般的制限値を超える場合には、道路運送車両の保安基準第 55 条に基づく基準緩和申請を行い、認定後車両の検査・登録を行います。基準緩和の認定を受けた車両は、車両後面に保安上及び公害防止上の制限が表示されています。

公道を通行するには、道路法による特殊車両通行許可が必要となります。

■基準緩和車両の後面表示例

一般的制限値
- 2.5m
- 20 トン※1
- 10 トン
- 20 トン※2
- 5 トン

※1 高速自動車国道及び重さ指定道路は 25t
※2 隣り合う車軸の軸距に応じて 18t～20t

■運転者席付近表示

CHECK!

特殊車両通行許可を受けている車両の確認

○基準緩和車両の表示がある車両が特殊な車両です。

○特殊車両の運転手には、特殊車両通行許可証の提示を求め、遵守事項が守られているか確認してください（参照 p.38「2.6 通行時の遵守事項」）。

○特殊車両通行許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備えつけることが必要です（包括申請など申請車両が複数台ある場合は、各車両には、許可証「原本」を複写したものを携帯する。）。

1.6　建設機械の運搬にも特殊車両通行許可の取得が必要か？【特殊車両による運搬が必要な建設機械の目安】

大型の建設機械は作業状態で一般的制限値を超えるものが多く、道路を運搬する際には一般的制限値におさまるよう機械を分割して運搬することが必要となります。分割が不可能な場合など、やむを得ず一般的制限値を超えて運搬する場合は特殊車両通行許可が必要となります。

■建設機械運搬時の特殊車両通行許可適用の判断フロー

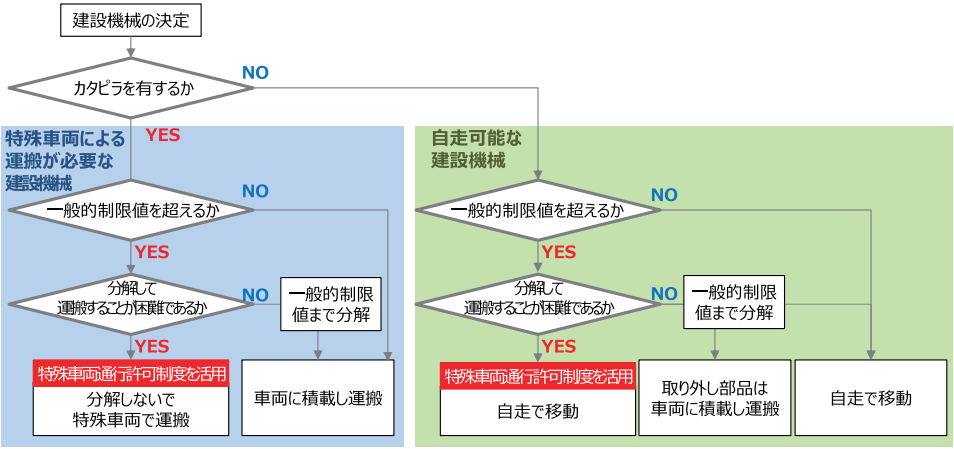

※カタピラを有する車両の通行が認められている車両
・カタピラの構造が路面を損傷する恐れがない場合
・道路の除雪に使用されている場合
・路面に鉄板や板を敷いて損傷しないようにした場合

■特殊車両となる自走可能な建設機械の目安

・公道走行が可能な建設機械で車両制限令に定める制限値を超える諸元のもの。

・具体的には、車両制限令（第 8 条）で舗装道の通行を制限されているカタピラを有する自動車以外の建設機械で、車両登録（ナンバープレート）を受けているもの。

建設機械の種類	特殊車両となるもの
トラッククレーン	クレーン能力 20 t 以上（車両重量 20t）の新規開発車
ホイールクレーン	クレーン能力 20t 以上（車両重量 20t）の新規開発車
車輪式トラクタショベル	標準バケット容量 3.0m^3 以上（平積）（車両重量 20t）の新規開発車
車輪式基礎工事用機械	（車両重量 20t）以上の新規開発車

■特殊車両による運搬が必要な建設機械の目安

・カタピラを有するために公道走行が不可能な建設機械のうち、主にその重量から特殊車両による運搬が必要となる建設機械。

建設機械の種類	特殊車両となるもの
ブルドーザ	全装備重量 10t 以上
バックホウ	標準バケット容量 0.3m^3 以上（平積）（車両重量 10t 以上）
クローラクレーン	吊りの能力 5t を除くほぼすべての機械
基礎工事用車両	大型のもの
工事用重ダンプトラック	新規開発車以外の大型のもの

1.7　大型建設機械の分解輸送方法に目安はあるのか？
【大型建設機械の分解例】

大型建設機械の多くは、公道上を運搬できるように、質量や寸法を勘案し分解可能な構造となっています。各メーカーより分解組立に関するマニュアルが整備されていますので、詳細はマニュアルを参考にしてください。

建設機械の分解組立には、建設機械の重量や能力によって規格の異なるクレーンが必要です。

適切な大型建設機械分解輸送の確認方法

建設機械は、車両重量別に分解する箇所が概ね定められています。車両重量を確認し、部品が適切に分解されているかを確認します。

（1）ブルドーザの分解輸送

■ブルドーザの全装備重量ランク別分解図と分解例

全装備重量	輸送車両	取り外し部品					最大残存重量の目標値	分解形体	特車による運搬要否
		ブレード	リッパ	キャップ	排気管	クローラ			
10t 未満	10t トラック	（○）					10t 未満	①	-
14～16t クラス	20t セミトレーラ	○					13～15t	②	○
18～20t クラス	20t セミトレーラ	○					16～18t		○
27t クラス	25t セミトレーラ	○		○	○		23t	③	○
40t クラス	32t セミトレーラ	○	○	○	○		30～32t	④	○
50t 超クラス	32t セミトレーラ	○	○	○	○	○	28～30t	⑤	○

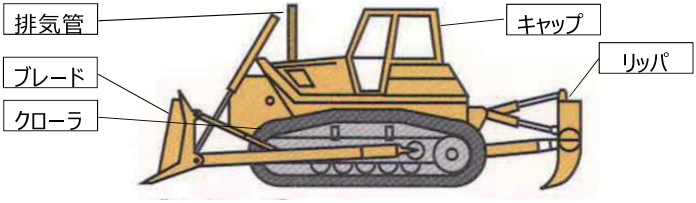

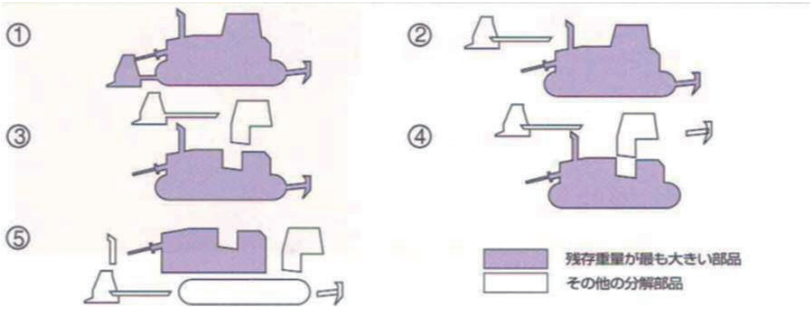

※分解・組立には、全装備重量ランク別に規格の異なるクレーンが必要です。

（2）バックホウの分解輸送

標準バケット容量が 0.3m^3 程度までのバックホウは、全装備重量が 10t 未満であり、幅、長さ、高さともに問題なく、分解を行わなくても車両制限令の一般的制限値内で輸送可能です。

■バックホウの分解例

標準バケット容量が 0.7m^3 クラス、車体重量が 30t 以上の分解例

分解部位 / 車両重量	①作業機	②カウンターウエイト	③上部旋回体	④カタピラ	特車による運搬要否
30t クラス	○（11～13t）		○（19～21t）		○
40t クラス	○（17～18t）		○（24～26t）		○
70t クラス	○（24～26t）		○（21～22t）	○（20～22t）	○
100t クラス	○（22～26t）	○（16～17t）	○（29～30t）	○（28～29t）	○

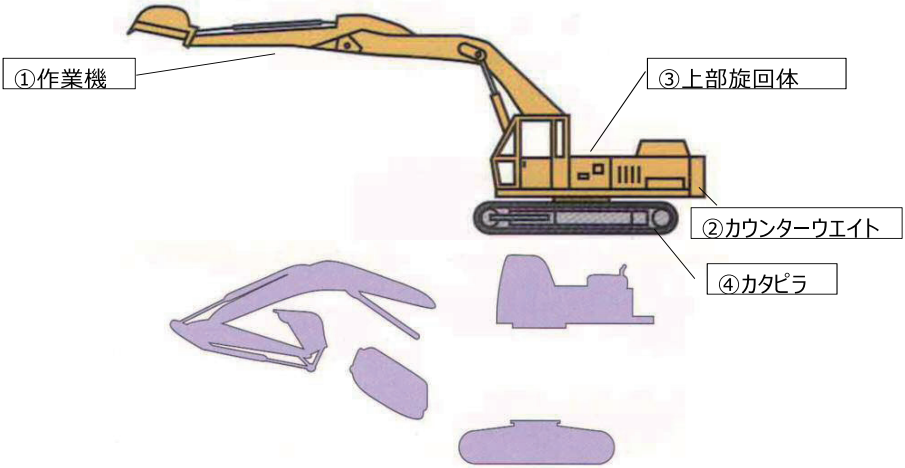

※分解・組立には、車両重量別に規格の異なるクレーンが必要です。

（3）トラッククレーンの分解輸送

一般に大型のトラッククレーンは１次分解して運搬することになっています。

■クレーン用台車の諸元（国内Ａ社の例）

吊り能力	16t	20t	25t	45t	60t	80t	100t	120t	160t	200t	500t
最遠軸距	5.35m	5.35m	6.35m	6.65m	7.30m	7.00m	6.20m	7.325m	7.30m	7.30m	9.25m
車両重量	19.85t	23.56t	28.10t	37.30t	43.55t	28.84t	29.51t	35.45t	36.92t	37.38t	44.90t
走行姿勢	分解なし				カウンターウエイト取り外し	上下分離（上部旋回体とクレーン用台車に分割）					

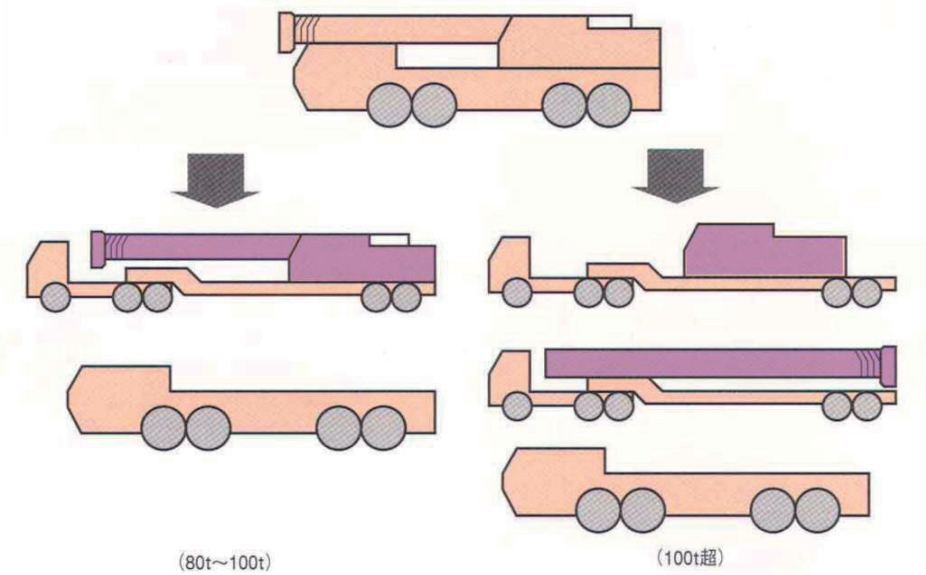

※分解・組立には、車両重量別に規格の異なるクレーンが必要です。

（4）クローラクレーンの分解輸送

残存重量が 30 トンを超えないように分解の考え方が整理されています。

■クローラクレーンの分解例

吊り能力	取り外し装置					最大輸送部位				区分	特車による運搬要否
	カウンターウエイト	ブーム	クローラ	本体	クローラフレーム	長さ（m）	幅（m）	高さ（m）	重量（t）		
25t 未満	○	○	○			4.6	3.3	3.1	17.8	①	○
25～30t	○	○	○			4.6	3.3	3.1	17.8		○
35～50t	○	○	○			7.0	3.3	3.3	29.5		○
65t	○	○	○	○		6.3	3.2	2.7	21.8	②	○
80t	○	○	○	○		6.7	3.4	3.0	30.0		○
100t	○	○	○	○		8.0	3.4	3.2	28.6		○
150t	○	○	○	○	○	8.2	3.4	2.6	28.0	③	○

※クローラクレーンの吊り能力と分解諸元との関係

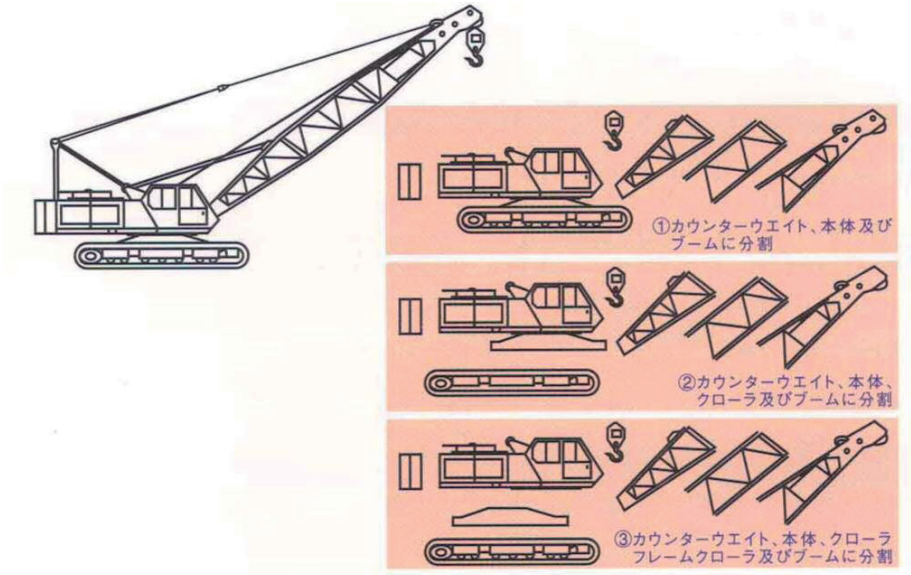

※分解・組立には、吊り能力別に規格の異なるクレーンが必要です。

■クローラクレーン組立の様子

1.8　建設機械の分解・組立・輸送費用は何が計上されているのか？【建設機械の運搬費】

国の発注工事では、建設機械の分解・組立費用や、夜間の走行、誘導車等、運搬時に付される条件の下での運行費用など、必要な費用は計上されています。ここでは、国土交通省発注工事について紹介します。

■建設機械の運搬費

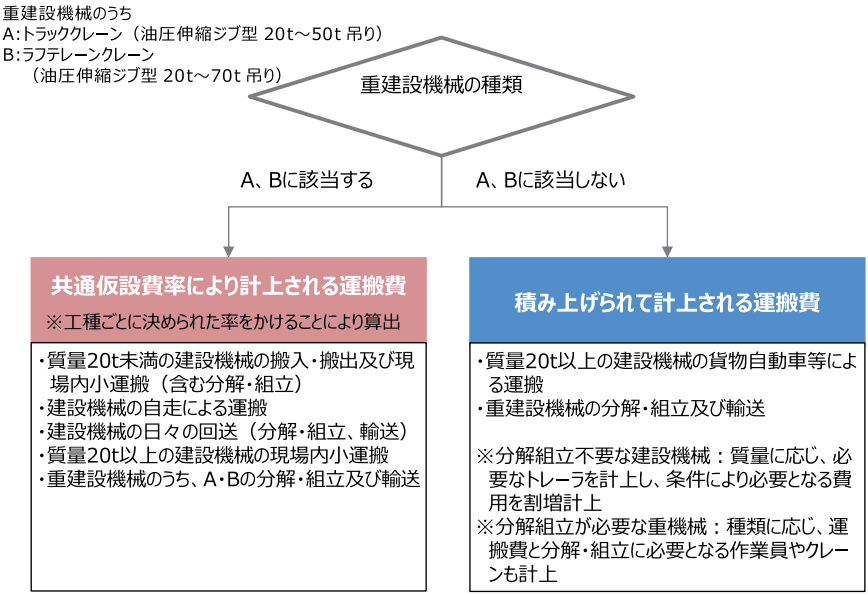

※いずれも賃料等含みます
※仮設材（鋼矢板、H 形鋼、覆工板、敷鉄板等）、プレキャスト工場製品（PC 桁、セグメント等）、鋼桁などについても必要な運搬費用は計上されています
※大型の建設機械は個別に費用が計上される場合があります

■分解・組立できない建設機械を輸送するトラックの規格（目安）

機械名	規格	輸送トラック規格
路面切削機 （ホイール式・廃材積込装置付）	2.0m	30t 車
除雪ドーザ（クローラ型） （普通）	21t	22t 車
スタビライザ （路床改良用）	深 1.2m 幅 2.0m	24t 車
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開　450mm 幅　925mm	30t 車
油圧式杭圧入引抜機 （硬質地盤専用）	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型	30t 車
油圧式杭圧入引抜機 （硬質地盤専用）	鋼矢板V_L・VI_L・II_W・III_W・IV_W型用	38t 車
コンクリート吹付機 （湿式吹付・吹付ロボット一体・エアコンプレッサ搭載）	吹付範囲半径 7m 級 吐出両 8～22m^3級	22t 車

※別途計上しているもののみです。表中にないものは適宜必要な車両を計上してください。
※大型のものは別途積み上げにより計上されています

■積み上げにより計上される重建設機械と分解・組立に使用するクレーン

機械区分		規格	分解組立用クレーン	
			機械名	規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 〔クローラ型〕 トンネル用機械		バックホウ（超ロングアーム型除く） 山積1.0㎥以上～2.1㎥以下 （平積0.7㎥以上～1.5㎥以下） 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積0.4㎥以上～0.6㎥以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕	25ｔ吊
ブルドーザ		21ｔ級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕	25ｔ吊
		44ｔ級以下		
地盤改良機械	中層混合処理機械	質量60ｔ以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕	25ｔ吊
		質量120ｔ以下		60ｔ吊
	粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ﾌﾟﾚﾌｧﾌﾞﾘｹｲﾃｨｯﾄﾞﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ打機	質量60ｔ以下		
		質量120ｔ以下		
		質量180ｔ以下		
クローラクレーン型		35ｔ吊以下 （クラムシェル平積0.6㎥含む）	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕	25ｔ吊
		80ｔ吊以下 （クラムシェル平積2.0㎥含む）		
		150ｔ吊以下 （クラムシェル平積3.0㎥含む）		60ｔ吊
		300ｔ吊以下		
トラッククレーン型		トラッククレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 オールテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕 吊能力100ｔ以上～550ｔ以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕	70ｔ吊
		200ｔ吊以上～360ｔ吊以下	リフター 〔せり上げ能力〕	50ｔ
		550ｔ吊以下		
クローラ式杭打機		質量60ｔ以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕	60ｔ吊
		質量100ｔ以下		
		質量150ｔ以下		
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕		掘削径　2,000mm以下	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型〕	70ｔ吊
		掘削径　2,000mm以下 本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型〕100ｔ吊を使用する場合	クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型〕	100ｔ吊

出展：土木工事標準積算基準書（共通編）令和6年度版

コラム②　個別に計上される建設機械の条件はどこに記載されているの？

○契約図書の確認方法

公共工事の請負契約では、公共工事請負契約書、設計図書（図面、仕様書（共通仕様書、特記仕様書、追加特記仕様書）、現場説明書）などの書類一式で契約図書を構成するのが一般的です。国土交通省中部地方整備局では、工事ごとに「追加特記仕様書」としてその工事特有の事項を規定しており、個別に計上される建設機械の運搬に関しても追加特記仕様書に条件が明示されています。

■土木工事追加特記仕様書

第１章　共通事項　1-96 重建設機械
（１）本工事において、建設機械運搬費は下記を見込んでいる。なお、下記については積算上での考えを示したものであり、施工方法等を規定するものではない。但し、現地状況等により著しく変更になった場合は、別途監督員を協議するものとする。

重建設機械分解組立輸送

工種	機種	回数	備考
道路土工	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ　21t 級	1	往復
地盤改良工	深層混合処理機［単軸式］90kW×2 杭径 2000mm 深度 10m	1	往復
落差工	油圧ｸﾗﾑｼｪﾙ(ﾃﾚｽｺﾋﾟｯｸ式 平積 0.4m3)	1	往復

分解組立時および運搬中の本体賃料又は損料を含めて計上している。

重建設機械分解組立

工種	機種	回数	備考
○○工	揺動式ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機	1	○○川渡河時
○○工	ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ(油圧駆動式ｳｨﾝﾁ･ﾗﾁｽｼﾞﾌﾞ 50～55t 吊)	1	○○川渡河時
○○工	地盤改良機 機械質量 60t 以下	1	○○線横断時

分解組立時および運搬中の本体賃料又は損料を含めて計上している

建設機械運搬費

工種	機種		回数	備考
	運搬基地	運搬距離		
○○工	路面切削機(ﾎｲｰﾙ式･廃材積込装置付 2m)		1	往復
	○○県○○市	km		
		km		

分解組立時および運搬中の本体賃料又は損料を含めて計上している

2．特殊車両の通行許可

2.1　特殊車両通行許可申請書の提出先は？

【通行許可申請の仕方】

■特殊車両通行許可手続きのフロー

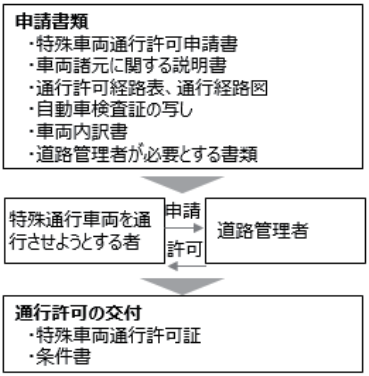

申請方法の詳細は、以下の web サイトをご覧ください。

○特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請
http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/

○特殊車両通行許可制度について
http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html

○申請事務取扱窓口
http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html

特殊車両通行許可申請時の申請経路に関する留意点

申請経路に不足があれば、出発地・目的地につながる経路を含む許可証を取得できず、通行目的を達成できなくなるおそれがあります。適正な申請をお願いします。

○通行経路が２つ以上の許可証を組み合わせて走行することの可否

不許可とはいえないですが、適正に目的地までの許可を取得してください。

○往復許可の場合、起終点やルート途中でＵターンすることの可否

目的地が道路上ということはないと考えます。また、道路工事にて使用する場合にもＵターンの発生は少ないと考えます。適正に目的地までの許可を取得してください。

○運行の途中で休憩する場合、反対車線側での休憩の可否

他路線を通行することなく休憩施設等に直接出入りができるのであれば、沿道への立ち寄りと同様です。ただし、休憩施設の場所によっては、直接元の路線に戻れない場合も想定されるため、運行計画を作成する際に、休憩場所への出入りについても確認してください。

○通行経路表の交差点名（交差点番号）の確認方法

オンライン申請の場合はパソコン画面のデジタル地図、道路情報便覧付図表示システムで確認することができます。道路情報が収録されている道路情報便覧は「CD－ROM」として各道路管理者に配布され、また申請者にも無償配布しています。

通行経路表を作成する時に、デジタル地図経路作成システムで経路を作成すると「未収録路線」と表示される場合があります。その場合は、路線名称を手入力し、経路上の全ての路線名を埋めて申請してください（例：○○町道□号線（未収録路線）など）。路線名は、当該道路管理者に電話やＦＡＸ等で問い合わせるか、住宅地図、インターネット等で調べてください。また、申請経路に未収録路線が含まれる場合には、「付近図」を添付してください。

■付図の記載例

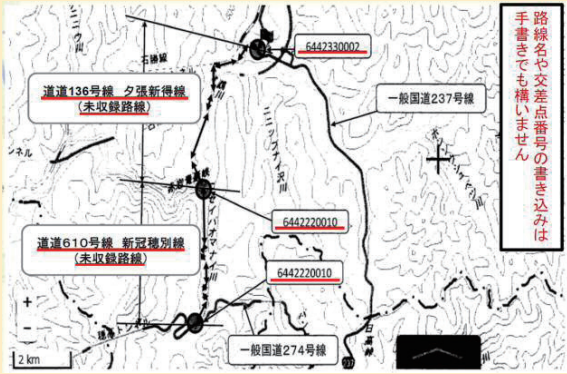

コラム③　3か月後の予定が来月からになったけど

○急な工事工程の変更発生が見込まれます。

道路許可申請の審査には、道路管理者間での協議に時間がかかるため、十分余裕をもって、早めに申請するよう指導してください。

急な工程変更等の変更指示や無理な指示は、特殊車両通行許可が間に合わないことがあるため、適切な工程管理を行ってください。工程を変更する場合は、特殊車両の有無、特殊車両通行許可の有無を考慮し、変更が可能か判断し、工程の見直しを行ってください。また、許可証発行待ちにより工程変更の待機時間が長くなると経費が加算されることがあることも留意してください。

○通行許可の許可期間が切れてしまったのですが･･･。

許可期間が切れてしまった特殊車両通行許可証では、通行することは認められません。早急に通行許可を申請し直してください。

特殊車両の通行許可には、許可期間だけを更新する更新申請があります。許可期間が切れる前に、更新申請をして許可期間が途切れないようにしましょう。新規申請時と同じ窓口に許可期間のみ更新申請を行う時は、付属書類の提出を省略することができ、申請書類作成の負担が軽減できます。

2.2　通行する道路の何を確認するのか？

【審査の視点】

道路管理者は、申請者からの申請に基づき、特殊車両の通行に関し、必要な審査を行い許可又は不許可の判断を行います。審査の基準は、「特殊車両通行許可限度算定要領」及び「道路情報便覧」を用います。これらによりがたい場合は、別途道路管理者が個別に審査することとしています。

・特殊車両通行許可限度算定要領：許可できる車両の幅、重量、高さ、長さ等の限度を道路の構造との関係から通行条件別に求める要領

・道路情報便覧：特殊車両通行許可限度算定要領に基づいて道路について現地を調査し、許可の限度の寸法及び重量をとりまとめたもの

■審査の視点

2.3　通行許可証は何を見たら良いのか？【通行許可証の確認ポイント】

許可申請書の確認のポイントは、次ページ以降に示すとおりです。**運搬に関わる通行許可証は確実に車載していただくように指導**してください。

■運搬に関わる通行許可証書類の例

申請内容により書類が加わることがあります。

包括申請など申請車両が複数台ある場合は、各車両には、許可証「原本」を複写したものを携帯する。

- 特殊車両通行許可申請書・特殊車両通行許可証
- 条件書
- 車両内訳書
- 通行経路表　等

■許可証確認のポイント（例：セミトレーラ連結車）

○特殊車両通行許可申請書･特殊車両通行許可証

通行 許可 ~~認定~~ 申請書（新規）

平成●年●月●日

通行開始年月日	平成30年4月2日
通行終了年月日	平成31年4月1日

〒000－0000
住所　●●県△△△市▲丁目▲番
会社名･氏名　□□□□□株式会社
代表者名　○○●●　TEL 00-0000-0000
担当者名　▲▲△△　TEL 00-0000-0000
事業区分　区域

車種区分	一般セミトレーラ(その他)
車両番号等	車名及び型式
■■100 あ 0000 他 3 台	
□□100 い 0000 他 1 台	◆◆
	HI00JKL00M

複数台ある場合、どの車両に対しての許可を取得しているのかここでは分からないため、車両内訳書を確認

積載貨物	幅	高さ	長さ
	350 cm	200 cm	1430 cm
	品名	鉄橋桁等	

軸種数	1

総重量は車両重量（自重＋乗員）と最大の積載貨物重量の和
道路法では、ここに記載された重量を超えていたら違反

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	37300 kg	1387 cm	110 cm	12980 kg	1905 cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	350 cm	380 cm	[illegible]	[illegible]	3250 kg

幅、高さ、隣接軸重は、積載状態における各トラクタ･トレーラの各諸元のうち最大のもの

通行区分	往復	通行	

更新又は変更経緯					
申請内容	年 月 日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時	－	－	－	－	－
前回	－	－	－	－	

特殊車両通行 許可証 ~~認定書~~

国部整△△車 第 000000 号
平成●年●月●日

申請のとおり 許可 ~~認定~~ する。ただし、別紙の条件に従うこと。

有効期間を確認

許可証 ~~認定書~~ の有効期間	自：平成30年4月11日
	至：平成31年4月10日

道路管理者
○○地方整備局長

〔Ⅰ〕許可証（以下「本証」という。）の取扱上の注意事項
1．本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
2．本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
3．通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4．通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
5．本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
〔Ⅱ〕審査請求又は処分の取消しの訴え
この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に、審査請求することができる（なお、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。）。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、それぞれ、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、本証を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）

○条件書

- **条件書に記載された内容はすべて遵守する。**
- デジタルタコグラフ等で運転時間帯、写真で誘導車の有無等を確認する。

条件書

許可年月日　平成30年4月1　日
道路管理者　　地方整備局長
印

重量に対する条件

1. 通行経路のうち、次の区間の橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋梁等」という。）を通行するときは、徐行及び連行禁止とすること。
〔申請経路全路線　但し、経路に高速自動車国道が含まれる場合には高速自動車国道を除く〕

寸法に対する条件

2. 屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所を通行するときは徐行すること。
なお、次の区間の屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所については、道路中央（道路標識等による車道中央線が設けられているときはその道路中央とする。）を越えなければ通行できない場合があるので、その箇所の通行に当たって他の交通の安全を確保するための誘導措置（誘導車又は誘導員による誘導及び前方、後方の確認）をとること。
〔別紙「C・D 条件箇所一覧」C 条件の区間または箇所〕

通行車線に対する条件

3. 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行すること。
〔申請経路全路線〕

誘導車、誘導員等の要否、区間を確認
配置や、配置方法の遵守を指導

誘導車の配置に対する条件

4. 通行経路のうち、次の区間については、許可車両の前後に誘導車を配置して通行すること。
〔申請経路全路線　但し、経路に高速自動車国道が含まれる場合には高速自動車国道を除く〕

通行時間に対する条件

通行時間帯を確認
夜間走行の場合、その遵守を指導

5. 通行時間は、21 時から 6 時までとする。
また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。

6. 通行経路の一部で通行が禁止又は制限されることがあるが、そのような場合には、現地の標識又は道路管理者の指示に従うこと。

7. その他
〔(1)積載物品は分割不可能な単体物に限る。
(2)車両の組合せは、トラクタまたはトレーラの自動車検査証に記載されている組合せに限る。
(3)車両諸元が自動車検査証の継続検査により変更になる場合は、変更申請を行い許可を受けること。
(4)□□県道　　号　　線（　　事務所管内）については次の条件に従い通行すること。〕

注）連行禁止とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして橋梁等の同一径間を同時に渡ることを禁止する措置をいう。

※通行の際の注意事項は、別紙参照のこと。

※幅 2.5m を超える場合、料金所の通過に当たっては、以下を条件とする。
・高速自動車国道を通行する場合、特大車レーン（最左側レーン）を通行するとともに、料金所係員の指示に従うこと。
・本州四国連絡高速道路を通行する時は必ず2日前までに本州四国連絡高速道路（株）の管理センター管理営業課に予め連絡し、料金所の通過方法についてその指示を受けること。

○車両内訳書

・包括申請時に使用する。

・許可を受けた車両の形式や番号が記載されているため、本書類も通行時の携帯が義務付けられている。

車両内訳書

受付許可番号	国部整　　車 第　　号

どの車両に対しての許可があるのか、トラック、トレーラとの組合せを確認

軸数：6軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸（S1.2-3）

整理番号	区分	車名	形式	車両番号	車両番号	車両番号	車両番号	車両番号
1	トラクタ	◇◇	ABC-DEFG	■■100あ0000				
2	トラクタ	◇◇		■■100あ1111				
3	トラクタ	◇◇		■■100あ2222				
1	トレーラ	◆◆		□□100い0000				

○通行経路表

・通行経路を確認する。

通行経路表

受付許可番号：国部整△△車 第○○○○○号

・該当する経路があるかを確認
・起終点と通行経路が整合しているかを確認

大型車誘導区間完結：

経路番号	通行区分	出発地住所	目的地住所
1	往復	県　市　町1 株式会社	県　市　区　一丁目 地先　▼▼

路線名	－	主要地方道 □□県○○号線◇◇◇◇線	一般国道 ○○号線 複線（○ ○）	一般国道 ○○号線
交差点名	◇◇＃○○○○○○○○○○	◇◇＃○○○○○○○○○○	◇◇＃○○○○○○○○○○	◇◇＃○○○○○○○○○○

路線名	指定市道 ◇◇◇市○○号線◇◇線	一般国道 ○○号線	一般国道 ○○号線	指定市道 ◇◇◇市○○号線◇◇線
交差点名	◇◇＃○○○○○○○○○○	◇◇＃○○○○○○○○○○	◇◇＃○○○○○○○○○○	◇◇＃○○○○○○○○○○

路線名	指定市道 ◇◇◇市○○号線◇◇線	一般国道 ○○号線	一般国道 ○○号線	指定市道 ◇◇◇市○○号線◇◇線
交差点名	◇◇＃○○○○○○○○○○	◇◇＃○○○○○○○○○○	◇◇＃○○○○○○○○○○	◇◇＃○○○○○○○○○○

大型車誘導区間完結：

経路番号	通行区分	出発地住所	目的地住所
2	往復	県　市　町1 株式会社	県　市　区　一丁目 地先　▼▼

路線名	－	主要地方道 □□県○○号線◇◇◇◇線	一般国道 ○○号線 複線（○ ○）	一般国道 ○○号線
交差点名	◇◇＃○○○○○○○○○○	◇◇＃○○○○○○○○○○	◇◇＃○○○○○○○○○○	◇◇＃○○○○○○○○○○

○C･D 条件箇所一覧

・通行条件が「C 条件または D 条件」となる通行区間又は箇所を確認する。

C・D条件箇所一覧

受付許可番号：国別整△△車 第000000号　　軸数：6軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸　(S1.2-3)

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考
2	二ヒ山県△△市◇◇町1番地　○○○株式会社	■■県▲▲市◆◆×●●町一丁目地先　▼▼橋	

障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称(交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名	～	目的
狭小幅員	C	□□県　△△建設事務所	主要地方道 □□県○○号線 ◇◇◇◇線	◇◇◇	往復	-	◇◇＃○○○○○○○○○○	◇◇◇	～	◇◇◇◇＃○○
							車両幅-3.50m　21時～6時に通行のこと			
狭小幅員	C	▽▽地方整備局　◇◇国道事務所	般国道 ○○号線 複線(○○)	◇◇◇	往復	-	◇◇◇◇＃○○○○○○○○○○	◇◇	～	＃○○○○○○○
							車両幅-3.50m　21時～6時に通行のこと			

条件を付す区間又は箇所を確認

■トレーラの車検証の見方

そのトレーラが積載できる最大量

トレーラ単体の重量

トレーラに積載物を最大に積み込んだ重量（最大積載量＋車両重量）

番号
01825　自　動　車　検　査　証

自動車登録番号又は車両番号／自動車予備検査証番号	登録年月日／交付年月日	初度登録年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別／通否	車体の形状
相模　11　こ　2705	平成25年11月9日	平成8年11月	普通	貨物	事業用	セミトレーラ

車名	型式	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
○ ○	TD322-10	一人	31000kg	12920kg	43920kg

車台番号	原動機の形式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	型式指定番号
神　[42]　02728 神	—	1199cm	319cm	157cm	—KW 1	—		

所有者の氏名又は名称	株式会社○○○	
所有者の住所	神奈川県横浜市都筑区池辺町○○　[7207]	
使用者の氏名又は名称	株式会社○○○	4420kg
使用者の住所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂○○　[1406　0256]	後後軸重 4420kg
使用の本拠の位置／自動車の所在する位置	神奈川県綾瀬市蓼川○○　[1312　0640]	
有効期間の満了する日		備考
平成26年11月8日		[横浜]，継続検査
年　月　日		＊保安基準緩和＊［認定年月日］平成8年11月00日　[関東運輸局] 1393　[緩和事項] [02] 幅，[04] 車両総重量，[05] 軸重，[08] 最小回転半径 [制限事項] [31]積載物品は，最大物品等で分割不可能な単体物品であること。　＊けん引車＊ニッサンディーゼル W－CW620GNT，三菱　W－FV414JR，第5輪荷重18000KG以上のもの
年　月　日		
年　月　日		
年　月　日		

トレーラの場合の記載例
- セミトレーラ
- ダンプセミトレーラ
- ポールトレーラ
- バンセミトレーラ　等

コラム④　車検証の最大積載量と特殊車両許可重量が違う

複数のトラクタ・トレーラが１件の申請（包括申請）になっている場合、特殊車両通行許可証の総重量まで積載すると過積載になる場合があります。

【包括申請】
　重量・寸法が異なる複数のトラクタ・トレーラが各々連結して通行することを想定し、申請された全ての車両から、最大の重量・寸法を組み合わせた「合成値」による車両諸元で、道路構造上通行できるか審査しています。

＜例　重量と寸法の違うトレーラ（A 型・B 型）を包括申請して許可された場合＞

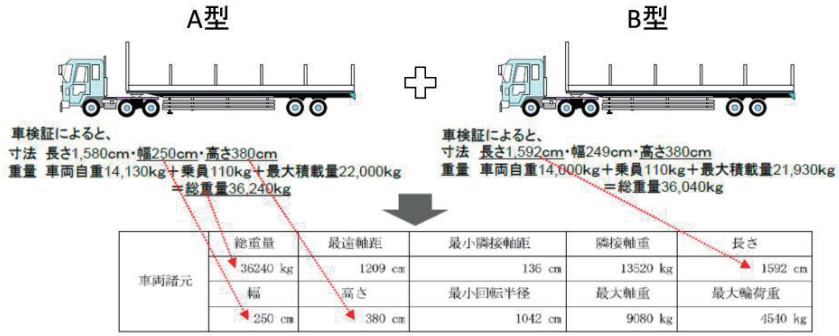

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	36240 kg	1209 cm	136 cm	13520 kg	1592 cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	250 cm	380 cm	1042 cm	9080 kg	4540 kg

※A・B ともに「積載物重量＝最大積載量」で申請したものとして算定

　上記“B 型”トレーラの車検証の最大積載量は 21,930ｋｇであるため、特殊車両通行許可証の総重量である３6,240ｋｇまで積載すると、車検証の最大積載量を 200ｋｇ超える（過積載）こととなります。

　そのため、道路の通行にあたり、「重さ」については必ず、

「特殊車両通行許可証の総重量以内」かつ「車検証の最大積載量以内」

　に収めてください。

　特殊車両通行許可証（道路法）は、車検証の最大積載量（道路運送車両の保安基準）を超えて積載することを認めていません。（条件書に記載されています）

※車両諸元が大きく異なる車両同士は、分けて申請した方が最大積載量を有効活用できます。

2.4　特殊車両を通行させる時には条件があるのか？【特殊車両の通行条件】

審査の結果、道路管理者が通行することがやむを得ないと認めるときには、通行に必要な条件を付して許可されます。

許可条件は、道路の構造の保全または交通の危険を防止する観点から通行に当たって必要な条件を付すもので、通行する道路の個々の構造と車両の諸元によって決定されます。

■通行条件

記号区分	内容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	特別な条件を付さない。	特別な条件を付さない。
B	徐行をすることを条件とする。	徐行をすることを条件とする。
C	以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の後方に１台の誘導車を配置し通行すること。	（屈曲部、幅員狭小部または上空障害個所の通行の場合） 以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②対向車等との衝突、接触その他事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の前方に１台の誘導車を配置し、その連絡または合図を受けて通行すること。 （交差点の左折または右折の場合） 以下を条件とすること。 ①徐行をすること。 ②対向車等との衝突、接触その他事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の前方に１台の誘導車を配置し、その連絡または合図を受けて、誘導車に続いて左折または右折すること。
D	以下を条件とする。 ①徐行をすること。 ②他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③②のため、許可車両の後方に１台の誘導車を配置し通行すること。 ④隣接する車線の前方（隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方）を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること（すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなるときは一時停止すること。）	

（注）「徐行」とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。（道路交通法第２条第20号）

（注）誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習またはこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者（有効な講習修了書を有する者に限る）が運転するものであることを確認できるものに限る。

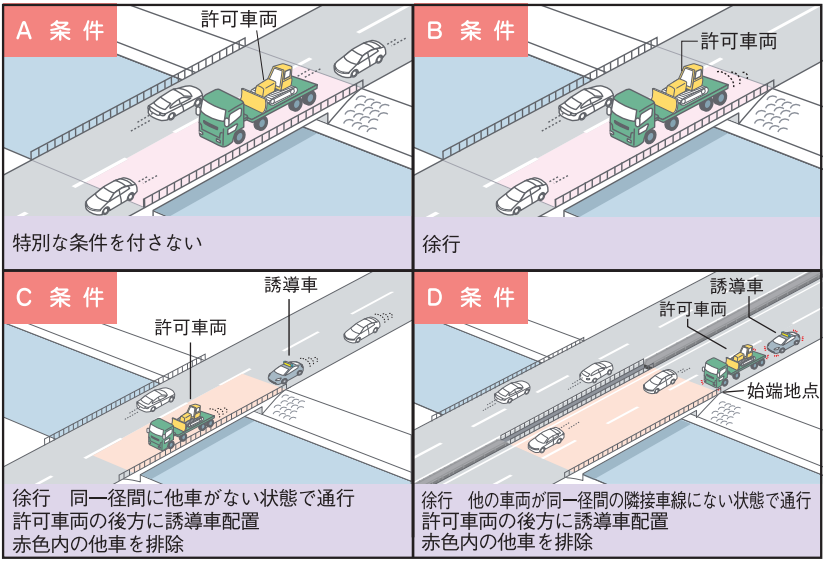

■誘導車

誘導車は、カーブや厳しい交差点部等を通過する際に他の交通安全を確保するための誘導措置や、橋梁等の構造物の保全等のために配置するものです。

■誘導車の配置条件が付される場合

重量に関する場合	車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁等で車両を通行させる場合には、橋梁の同一径間内にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の後方に誘導車を配置します。
寸法に関する場合	車両の寸法が大きいまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみださなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前方に誘導車を配置します。

■誘導車の形式

一般的には普通乗用車等を用います。また､他の交通に対し、特殊車両を誘導していることがわかるよう「特殊車両誘導中」といった表示が必要となります。

■特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン

誘導車の基本的役割、誘導車とする車両、誘導車の運転者及び誘導措置等に関する内容については、「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」によるものとして下さい。

なお、「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」及び誘導車を運転する運転手が受講する国土交通省の「オンライン講習」の URL は以下のとおりです。

○特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン

URL：http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf

○国土交通省オンライン講習

URL：https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/koshu/

■誘導車の役割

①	特殊車両の通行を補助するため、対向車等の特殊車両周辺を通行する車両の通行の状況、道路の形状、駐車中の車両、工事箇所等の通行の障害等に係る情報を視認により収集するとともに、その結果等について、特殊車両の運転者に対し連絡、助言等すること。
②	対向車等の特殊車両周辺を通行する車両に対し注意喚起すること。

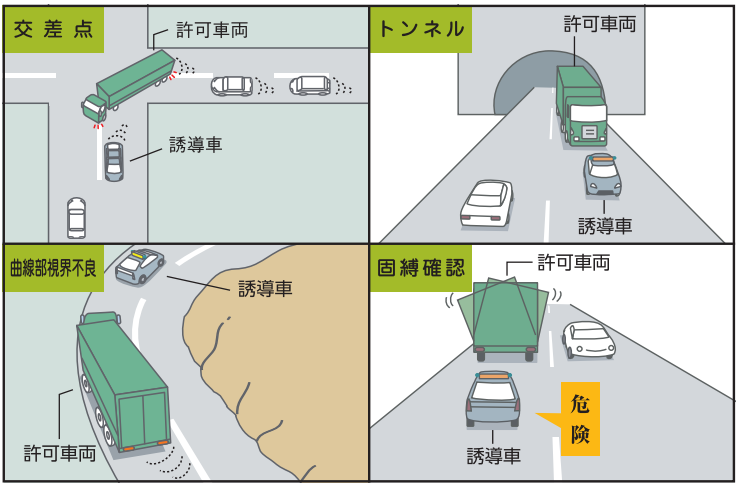

■夜間通行条件

通行条件により 通行時間帯が夜間（21 時から 6 時）に制限される区間は、これまでの全経路から、原則として、特に交通への影響が大きい必要最低限の区間に限定されます。

具体的な区間は、許可証に添付される『C・D 条件箇所一覧』に記載されます。申請者の皆様におかれましては 、許可証・条件書と同じく 、特殊車両の走行時に『C・D 条件箇所一覧』の携行をお願い致します。

■誘導車の役割の例

誘導車は、カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導処置や、橋梁などの構造物の保全などのために配置するものです。

前	(1)交差点折進時などのほかの車線を侵すこととなる場合には、他の車両等の安全確保のための措置を講じます。 (2)特殊車両の前方の安全確認及び走行速度を遵守するようにします。
後	(1)橋梁同一径間内の他の車両を排除します。 (2)交差点折進時における他の後方車両の安全確保を行います。 (3)後続車両が特殊車両を追い越し、または停止する際の誘導を行います。 (4)積載貨物の固縛状態を確認します。

CHECK!

通行条件の確認方法

通行条件は、条件書に記載されています。適切に通行しているか否かは、条件書と照らし合わせ確認してください。（参考 p.25「通行許可証の確認ポイント」）

コラム⑤　夜間走行しかできないのに・・・

○周辺住民の方から、夜間の走行は止めて欲しいと要望がありました。

工事説明会等を開催し、法令上夜間走行が必要となることを周辺住民の方に説明を行って下さい。夜間走行が必要になると想定される場合は、計画段階から説明会を開催し、周辺住民の方に夜間走行の必要性を理解いただき、合意形成を行うことが重要です。

なお、夜間運行のため危険であるなどの理由から合意を得られない場合は、総重量が調整できないか再度検討する、工事現場の近くにヤードを確保する、通行条件を道路管理者に相談するなど、対策を検討してください。

【解説】

次に該当するものは、夜間（21：00～6：00）通行となります（例外あり※1、※2）。

①重量に関する通行条件が「Ｄ」となる車両

②寸法のうち幅に関して通行条件が「Ｃ」となり、かつ車両の幅が３ｍを超える車両

※1：夜間の自動車交通量が多く交通混雑が予想される、又は積雪地域等で積雪期間中であること等により夜間の通行が著しく不適当な場合や、夜間より昼間の自動車交通が少なく昼間の通行に支障がない場合等、この基準によることが不適当と認められる場合は別途道路管理者が個別に通行時間帯を指定したり、又は指定しない場合があります。

※２：夜間に該当せず昼間（6：00～21：00）の通行が可能な場合にあっても、前もって予想される時間帯に交通混雑が生じるおそれのある場合には、「交通混雑が予想される市街地を通行する場合は、当該区間での通行混雑時の通行を避けること」等の条件が付される場合もあります。

2.5　通行条件を遵守している状況はどのように確認するのか？【誘導車両・夜間走行の確認方法】

通行時の状況は写真や各種記録方法により記録し、発注者は必要に応じて提示を求め、安全管理状況の確認を行います。

■提示書類例

・特殊車両通行許可証の写し
・出発地点、走行途中、現場到達地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等特殊車両通行許可証と照合可能な写真）
・車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）
・通行経路の根拠（日時、通行ルート）

■仕様書記載例

国土交通省「土木工事共通仕様書」　令和６年３月

14. 通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正　法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを**確認**しなければならない。

国土交通省中部地方整備局「土木工事特記仕様書」　令和５年８月

6. 通行許可

(1) 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、**施工計画書**に記載しなければならない。

(2) 受注者は、運搬計画どおり運行していることを**確認**しなければならない。
また、**確認**を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

（1）写真

誘導車両の配置が必要な場合は、荷姿の全景、ナンバープレートと特殊車両通行許可証が照合可能な写真により確認します。

■確認写真例

○出発地点

・起点の場所が判別できる看板等が写っていることが望ましい。

・建設機械等で分解して運搬が必要な場合は、適切に分解されているか写真にて記録する。

○走行途中（可能な場合）

・安全が確認できる場合には、走行途中の状況を写真にて記録する。

・運行経路途中のパーキングエリア等で撮影する。

※走行中の写真は、走行経路や夜間運行状況（安全管理）等を確認するためのものです。そのため、走行状況を撮影するということではなく、運行経路途中における休憩時や安全が確保できる場所で駐車した際に撮影します。

○現場到達地点

・出発時と同じ状態で積載されていることが分かるよう写真にて記録する。

（2）車両通行記録計（タコグラフ）

夜間通行と条件が付されている場合は、運行時の時刻をタコグラフで確認します。

■タコグラフの記録例

21 時から 6 時までの走行が記録されており、夜間に走行したことが分かります。

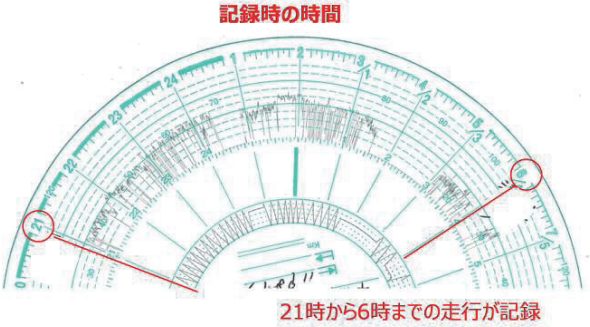

■タコグラフの見方

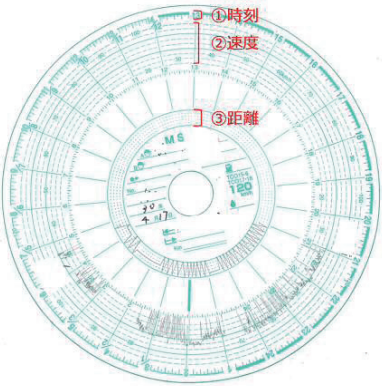

速度

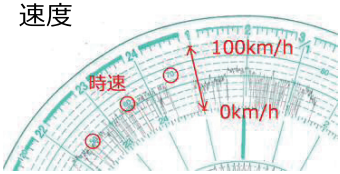

距離

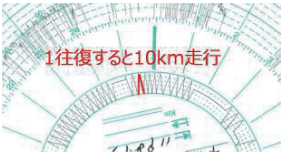

■デジタルタコグラフの記録例

近年は、デジタル式の車両通行記録計が装着されている場合も多くなっています。走行当日のデータをプリントアウトしたもので確認します。

安全運転日報	出力日付	確認	確認
	2017/7/30		

運行日時				運行時間
2017年 7月 1日 21時03分36秒 ～ 2017年 7月 2日 5時50分27秒				8:46
乗務員		乗務員所属		
002012	鈴木	100078	乗務1班	
車両		車両所属		車種
00000611	尾張000あ0000	00200049	車両2班	トレーラ
最高速度	平均速度	走行速度	走行距離	

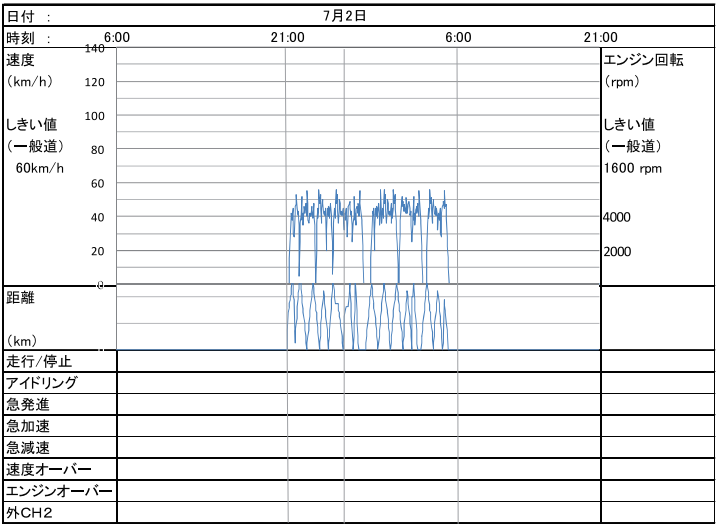

（3）通行経路の根拠

通行経路は、GPS 情報活用したドライブレコーダや GPS ロガー等、様々なデジタル機器を利用して記録ができます。

■ドライブレコーダの記録

■GPS ロガーによる記録

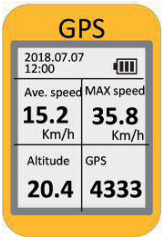

■スマートフォンアプリを活用した記録

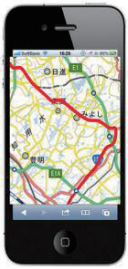

※当該車両に積載されていたスマートフォンであるか否かの確認が困難である等課題はあるが、導入は容易である。
図中の地図は国土地理院の電子地形図を掲載。

2.6　通行時にどのようなことを守らなければいけないのか？【通行時の遵守事項】

通行の許可を受けて通行するときには、次の事項が守られているか確認してください。
（道路法第４７条の２第６項）

通行時の遵守事項

①許可証の携帯
許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備えつけること。

②通行時間
通行時間が指定されている場合は、その時間内に通行すること。

③通行期間
許可された期間内だけ通行すること。

④通行経路
許可された経路以外は通行しないこと。

⑤通行条件
橋、トンネル等での徐行、誘導車の配置等が義務づけられているときには、必ずその措置をとること。

⑥道路状況
出発前に、道路管理者または（財）日本道路交通情報センターに、許可された道路の状況を確認すること。

⑦事故のとき
万が一、事故のときには直ちに応急措置をとり、道路管理者に報告すること。

2.7 罰則はあるのか？

【違反車両への対応】

（1）罰則

許可なくまたは許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した者などに対しては、罰則が定められています。この罰則は、**違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も同じように科されます**。

（道路法第 47 条第 2 項、第 104 条、第 107 条）（参照 p.47「参考資料」）

（2）告発

以下の条件に該当する悪質な違反者は、許可の取消しや告発の対象となります。取消しや告発は、罰則と同様に違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主にも適用されます。

■告発の条件

①許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させ、死亡事故又は重傷にかかる交通事故、または道路を損壊させる重大事故を発生させたとき。

②許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させ、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反したとき。

③許可なくもしくは許可条件に違反して特殊車両を通行させることを常習的に行ったとき。

（3）悪質な重量超過違反者の告発

車両総重量の一般的制限値（国管理道路は最大 27ｔ）を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発（レッドカード）の対象となります。（基準については、車両制限令第 3 条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第 1 条及び第 1 条の 2 に掲げる表中のうち該当する総重量による）

■車両総重量が「基準×２」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、**「基準×２＋（許可総重量－基準）」**

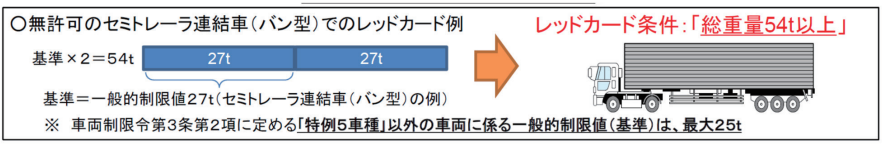

※なお、車両総重量が基準の 2 倍に達しない場合にあっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合にあっては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

3. 現場でのチェックポイント

（1）運搬計画立案時のチェックポイント

計画段階では、発注者は受注者に対して**特殊車両通行許可を必ず受けること**、**事前に運搬計画を作成すること**を指導してください。また、**建設機械の分割輸送のために必要となる経費についても配慮が必要**です。

運搬計画において特に重要な点

○工事用資機材の運搬を検討する際には、工事に関わる道路を十分に調査し、通行許可が必要となるか十分に事前に調査し適切な工事計画を立案することが重要です。

○夜間走行や、分解・組立ヤードの必要など、想定される条件の下で積算を行い、必要となる経費について配慮することが必要です。

○施工計画書には、通行許可申請に係る手続きや審査期間、建設機械等の記載が必要です。発注者・受注者間で合意を図り、工事着手しましょう。

■運搬計画立案時のチェックシート（発注者・受注者共通）

施工計画の立案		チェック	参照ページ
運搬計画			
1	運搬する建設機械や資機材は、車両に積載する状態で重量や寸法が一般的制限値を超えないか確認したか	□	19
2	運搬する建設機械は分解が必要かメーカーのマニュアル等を参考に確認したか	□	11
3	運搬する建設機械の分解・組立を行う場合、必要なクレーンをメーカーのマニュアル等を参考に確認したか	□	17
4	使用する建設機械の分解・組立を行う場合、ヤードが確保できるか確認したか	□	11
5	通行する道路の構造や車両の諸元より通行に当たって付される可能性がある条件を確認したか	□	24
6	必要に応じて特殊車両通行許可担当者と打合せを行い、通行の条件等を確認したか	□	24
7	施工計画書に通行の条件にあった運搬計画が記載されているか	□	36
8	施工計画書に運搬計画通り運行しているか確認する方法が記載されているか	□	36
工程計画			
9	特殊車両通行許可証の交付期間を考慮した工程となっているか	□	21
10	工程の変更が生じた場合には、発注者に対して許可申請に影響があることを申し出る必要があることを受発注者間で確認したか	□	21
対外調整		**チェック**	**参照ページ**
11	夜間輸送を行う場合、説明会等を開催し、周辺住民の方に法令上夜間の輸送が必要となることを説明し、理解を得たか	□	31
12	合意を得られない場合は、対応策を検討したか	□	31

（2）運搬時のチェックポイント

現場施工段階においては、受注者は道路法を十分に確認し遵守すること、通行許可申請や、夜間走行、誘導車が必要となることを踏まえ、適正に工事を実施します。

CHECK!

運搬時において特に重要な点

○特殊車両通行許可申請には時間がかかります。余裕をもって申請しましょう。

○工事に関わる全ての方に、通行時の遵守事項の徹底を図るよう十分に周知しましょう。

■運搬時のチェックシート（主に受注者向け）

運搬　（運搬状況の確認）		チェック	参照ページ
輸送車両の手配			
1	特殊車両通行許可証を取得したか	□	21
2	特殊車両通行許可証の有効期間は工事工程と整合がとれているか	□	25
3	工事に関わる全ての道路は通行が可能か確認したか	□	25
4	条件書に記載された通行条件を確認したか ・車両の寸法（幅、長さ、高さ）、重量 ・誘導車配置の有無 ・時間指定（夜間走行）	□	25 31
5	誘導車を手配したか	□	17
建設機械の分解・組立			
6	分解・組立に必要なクレーンは手配したか	□	17
7	分解・組立に必要なヤードは確保されているか	□	17
8	建設機械は適切な重量に分解されて運搬されているか、全装備重量と取り外す部品で確認したか	□	11
通行条件を遵守した運搬の確認			
9	運転手等運搬関係者に通行条件の遵守を指導したか	□	41 42
10	運転手等に特殊車両通行許可証を確実に車載するよう指導したか	□	41
11	通行条件、通行経路を遵守していることを確認できる記録方法を準備したか ・荷姿の全景、ナンバープレートと特殊車両通行許可証が照合可能な写真撮影 ・タコグラフ ・GPS 等による通行経路の記録	□	36

（3）監督・検査時のチェックポイント

監督・検査時は、特殊車両通行許可に係る運行状況の確認を行います。受注者に対して必要な書類の提示を求め、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得て、適切に運用したか確認します。

■監督・検査時のチェックリスト（主に発注者向け）

監督・検査時		チェック	参照ページ
通行許可証の取得			
1	通行許可証が取得されていたか、通行許可証の写しを確認したか	□	25 41
2	通行許可証の有効期間は、工事の工程と整合がとれていたか	□	25
3	通行許可を受けた車両は、運行した車両とあっていたか写真等で確認したか	□	36
通行条件の遵守			
4	条件書等で通行条件を確認したか ・車両の寸法（幅、長さ、高さ）、重量 ・誘導車配置の有無 ・時間指定（夜間走行）	□	25
5	誘導車の配置が条件となっていた場合、誘導車が配置されていたか写真等で確認したか	□	36
6	夜間通行が条件となっていた場合、指定された時間で通行していたかタコグラフ等で確認したか	□	36
7	建設機械は適切に分解輸送されていたか、起点・終点で撮影された写真を確認したか	□	11 36
8	許可を受けた経路を通行したか、運搬経路途中の写真やGPSの記録等で確認したか	□	36

参考資料

■罰則の内容

①車両の通行が禁止または制限されている場合、これに違反して通行させた者、許可条件に違反した
6 箇月以下の懲役または 30 万円以下の罰金　（道路法第 103 条第 4 項）

②道路管理者または道路監理員の通行の中止などの命令に違反した
6 箇月以下の懲役または 30 万円以下の罰金　（道路法第 103 条第 5 項）

③車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた
100 万円以下の罰金　（道路法第 104 条第 1 項）

④特殊な車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった
100 万円以下の罰金　（道路法第 104 条第 2 項）

⑤車両の幅等、個別的に制限されている道路に車両を通行させて、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反した
50 万円以下の罰金　（道路法第 105 条）

⑥法人の代表又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または事業主に対しても同様の罰金を科する（道路法第 107 条）

■参考資料

特殊車両通行許可に関しては、手引きやマニュアル等が発行されています。詳細は、それぞれを確認してください。

・解説＆法令・通達　最新車両制限令実務の手引　第 4 次改訂版
・大型建設機械の分解輸送マニュアル　平成 10 年 3 月　社団法人日本建設機械化協会
・特殊車両通行ハンドブック 2018 自動車運転者　運行管理者必携　国土交通省
・大型車通行適正化　（国土交通省中部地方整備局道路部）
　<http://www.cbr.mlit.go.jp/road/oogatasha_tekisei/index.html>
・特殊車両通行許可制度について　（国土交通省関東地方整備局）
　<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html >

中部地方整備局
道路部　交通対策課

〒460-8514　愛知県名古屋市中区三の丸 2 丁目 5-1
（名古屋合同庁舎第 2 号館）
Tel：052-953-8178　FAX：052-953-9200

2025.4